

2021年6月25日

島根県知事

丸山 達也 様

島根原発・エネルギー問題県民連絡会
事務局長 保母 武彦
事務局 電話：0852-22-7316
FAX:0852-35-5128

島根原発2号機の再稼働に関する「地元同意」諾・否の決定手続きについて
(要望書)

国の原子力規制委員会は、去る6月23日、中国電力島根原発2号機について、再稼働の前提となる新規性基準への適合を認める審査書案を了承しました。今後1カ月のパブリックコメントを経て審査書が正式に決定すれば、次には地元自治体の同意を求める手続きとなります。

この「地元同意」に関して、次のような問題があります。

1. 島根原発2号機の再稼働審査請求のとき、住民団体から島根県に対して、中電の審査申請を承認する前に県として2号機の必要性や避難の安全性等を検討すべきと要望しました。しかし、島根県は「規制委員会の審査が終わってから県として検討する」旨を約束して、中電の審査請求を承認された経過があります。

規制委員会の審査が一段落した今、約束どおり2号機の必要性や避難の安全性等（これらは規制委員会の審査書の対象事項以外も含まれますが。）について県独自の検討をすることになりますが、いかなる方法でいつまでに検討されるご予定でしょうか。

2. 中電と地元自治体との安全協定において、立地自治体には原発施設の変更等について「事前了解」の権限があるが、周辺自治体には「中電から説明」だけで「事前了解」の権限がありません。周辺自治体からは安全協定の改定要望が中電に4度ほどなされているというが、いまだに中電からは返事がない状態です。この状態で再稼働への地元事前了解を求められることが危惧されます。丸山知事は「両方とも理屈がある。中立を保ちたい」と述べたと報道されています(6月24日山陰中央新報)。地方自治法は「住民の福祉の増進に努める」

ことを地方自治体の責務としています。同じ県民でありながら、「事前了解権」のある住民と「事前了解権」のない住民に分けられて、人格権に格差が生じるのに「中立を保ちたい」では、地方自治の精神に反し、広域自治体としての県の責務を果たせないと考えます。安全協定の改定に向けて県として尽力すること、また、中電が安全協定の改定を放置したままでは、県として中電の再稼働の事前了解の申し込みに受取り延期または拒否をすべきです。お考えをお示し頂きたい。

3. 福島原発の重大事故が示したように、原発が重大事故を起こせば、住民の生活権、生存権も財産権も奪われます。そのため、島根原発について島根大学の研究チームが実施した松江市での世論調査では、「島根原発の存在に不安を感じる」人が77%、「原発ない将来」を望む人が84%に達しています。2号機再稼働に関する島根県の回答においては、このような住民の気持ちが反映される必要があります。知事は、議会答弁において、県議会、安対協、既存の原子力安全顧問会議等の意見を聞き総合的に判断する旨の発言をされていますが、実際にどのような方式で民意を集約されるのでしょうか。ご見解を伺いたい。

4. 島根原発・エネルギー問題県民連絡会として知事との意見交換を希望しています。議会等でご多忙でしょうが、2週間以内にその機会をつくって頂きたい。また担当部局との意見交換が重要ですので、その配意も宜しく願います。

以上。